

彦根城博物館画像資産貸出業務委託仕様書

1 委託業務の名称

彦根城博物館画像資産貸出業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

3 業務の概要と用語の定義

彦根城博物館が所蔵する画像資産の一部を預かり受け、第三者の申し込みに対して画像提供と利用の許諾を行う。有償で画像提供を行うものを有料案件とし、無償で画像提供を行うものを利用料免除案件とする。

また、預かり受けた画像資産が広く利用されるよう、積極的に宣伝活動を行う。

この仕様書において使用する用語の定義は、以下の通りとする。

ア 画像資産 彦根城博物館が所蔵する博物館資料を撮影した原板またはデジタル画像から生成した印画写真、印刷写真またはデジタル上の複製を施した画像をいう。

イ 複製制作物 画像の利用許諾を受けて制作される商品等をいう。

ウ 被写体 画像資産に記録された彦根城博物館所蔵資料をいう。

4 委託業務の詳細

彦根城博物館画像資産貸出業務について、有料案件と利用料免除案件に共通する事項は以下のとおり。有料案件と利用料免除案件について個別の事項は5・6のとおり。

(1) 委託業務に供する画像資産

彦根城博物館所蔵資料を被写体とするもので、736点を対象とする。適宜画像を追加する。

(2) 画像資産の管理業務

彦根城博物館が提示する委託業務に供する画像資産の情報(画像番号、資料名称、作品番号等)を、検索機能のあるデータベースに登録する。委託業務に供する画像を追加した場合、それを追加登録し、最新データを彦根城博物館で閲覧できるようにする。

(3) 利用許諾業務

画像資産の利用を希望する第三者から、画像資産の利用目的、制作部数、販売価格、利用期間等の利用方法を限定した申し込みに対して、彦根城博物館が承認した利用規約に基づいて当該画像資産の利用許諾を行う。事業者は以下の点を遵守し、また、利用者に遵守させなければならない。

ア 複製制作物には、原則として別に定めるクレジット表記を義務づける。

- イ 利用許諾の手続きを経ずに第三者へ画像資産を使用させ、又は譲渡してはならない。
- ウ 画像資産をインターネット上に流通させるなどして、利用者以外の者が画像資産を利用することができる状態に置いてはならない。
- エ 公序良俗に反する複製制作物を制作してはならない。また、届け出た使用方法等を逸脱した使用をしてはならない。
- オ その他、画像資産を不正に使用してはならない。

(4) 宣伝広告業務

預かり受けた画像が広く利用されるよう、ホームページ、紙媒体等を使用して積極的に宣伝、営業活動を行う。

(5) 利用報告業務

毎月の申請および利用許諾実績を彦根城博物館に報告する。

(6) 複製制作物の納品

利用許諾によって制作された複製制作物を申請者から入手し、原則として 1 部を無償で彦根城博物館に提出する。ただし、特別の理由があるときにはこの限りではない。

(7) 画像提供業務開始予定日

令和 8 年(2026 年)7 月 1 日

(8) 著作権関連法規の遵守

利用者の画像の利用に際して、著作権法等関連法規を遵守させる。

5 委託業務（有料案件）の詳細

彦根城博物館画像資産貸出業務のうち、商業利用のものを有料案件とする。

(1) 利用料の徴収業務

画像の利用許諾に際し、利用料を徴収することができる。利用料は事業者が企画提案した額をもとに市と協議のうでで決定する。

(2) 利用料の納入

事業者は、利用許諾した利用料の全額を市に納入する。納入の時期や方法については契約時に定めることとする。

(3) 手数料

市は、利用許諾した利用料に、2 分の 1 を超えない一定割合を乗じた額を手数料として事業者を支払う。ただし、画像資産 1 点あたりの利用者から手数料を差し引いた額は、彦根城博物館の設置および管理に関する条例第 8 条に定める特別利用料のうち、原板使用（カラー）の料金を下回らないものとする。支払いの時期や方法については、契約時に定めることとする。

6 委託業務（利用料免除案件）の詳細

彦根城博物館画像資産貸出業務のうち、以下の場合の利用を利用料免除案件とする。

ア 学校教育法による学校が授業、講義、学校行事等のために利用する場合。

イ 営利を目的としない個人、団体が学術研究の用途として利用する場合。

ウ その他、館長が特に必要と認める利用の場合。

(1) 手数料

市は事業者に対し、事業者が利用者に行う画像提供と利用の許諾にかかる事務実費を手数料として支払う。手数料は、事業者が利用者に提供する画像1点につき発生するものとし、その額は事業者が提示したものをもとに市と協議のうえで決定し、支払いの時期や方法については、契約時に定めることとする。なお、予算の都合により、一定額を超えた時点で、契約期間中であっても彦根城博物館画像資産貸出業務(利用料免除案件)の委託を中止することがある。

7 その他

「個人情報保護法」、「彦根市個人情報保護条例」、「彦根市情報セキュリティポリシー」その他関係法令等を遵守すること。